

7 医 療

1. 心身障害者医療費助成（マル障）

重度の心身障がいの方が、病院・診療所などで診療を受けたとき、窓口で支払うことになっている医療費の自己負担分の一部を助成します。

(1) 対象

身体障害者手帳1・2級の方（心臓・じん臓・肝機能・ぼうこう・呼吸器・もしくは直腸・小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいの内部障がいについては3級の方も含む）又は、愛の手帳1・2度の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方。

(2) 制限

次のいずれかに該当する方は助成を受けられません。

- ①所得制限基準額（別表145ページ）を超える方
- ②生活保護を受けている方
- ③65歳以上になってはじめて（1）に該当することになった方
- ④後期高齢者医療制度の加入者で、かつ住民税が課税されている方等（所得制限基準額）
受給資格者本人の所得による制限（20歳未満のときは原則世帯主の所得による）

(3) 助成内容

国民健康保険や健康保険など各種医療保険の自己負担分から後期高齢者医療制度に準じた一部負担金（下記参照）を差し引いた額を助成します。

ただし、入院時食事療養・生活療養標準負担額は助成しません。

一部負担金			一月あたりの自己負担上限額
住民税課税者	通院	1割	18,000円※1
	入院	1割	57,600円※2
住民税非課税者	通院	負担なし	
	入院		

※1 年間上限144,000円

※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が「44,400円」に下がります。

(4) 助成方法

保険を扱う医療機関で保険証と受給者証を提示して、受診します。

ただし、都外や当制度を取り扱わない医療機関で診療を受ける場合は、医療保険の自己負担分を医療機関の窓口で支払い、その領収書を持って、障害者福祉課に医療費助成の申請をしてください。

また、同一月内に複数の医療機関等で受診し、支払った医療費が一月あたりの自己負担上限額を超えた場合は、その超えた金額について申請をすれば償還が受けられます。

(5) 申請に必要なもの

ア. 受給者証取得申請

- ①身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- ②健康保険証 ③前年の所得証明書（転入の方のみ）

イ. 医療費払い戻し請求申請

- ①健康保険証
- ②医療機関の領収書（領収金額、保険点数等内訳、受診期間、患者氏名が記載されており、医療機関の名称及び押印があるもの）
- ③受給者証
- ④療養費の支給決定通知書（高額療養費・補装具等請求の方で、荒川区の国民健康保険以外の健康保険に加入されている方のみ）
- ⑤預貯金通帳

＜ 問合せ ＞ 障害者福祉課障害サービス係 電話 3802-3417

2. 難病等の医療費助成

(1) 対象

特定の難病にかかっている方（対象疾病一覧表（127～130ページ）参照）

(2) 助成内容

診療、薬剤などにかかる医療費のうち、自己負担分（各種保険適用分）の一部が助成されます。

(3) 申請に必要なもの

必要書類等は、受給される方によって異なります。担当までお問い合わせください。

＜ 問合せ ＞ 障害者福祉課こころの健康推進係 電話 3802-3542

3. 小児慢性特定疾病医療費助成

小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の

負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する制度です。令和2年7月からは、荒川区に児童相談所を設置したことに伴い、申請受付から医療費助成まで荒川区で行っています。

(1) 対象

次の2つの要件を両方満たす方

- ①区内に在住する満18歳未満の方（ただし、18歳に達した時点で小児慢性特定疾病医療受給者証を有し、かつ引き続き有効な受給者証を有する方に限り満20歳未満まで延長可能）
- ②小児慢性特定疾病医療支援事業の対象疾患にかかっており、かつ別に定める認定基準に該当する方

(2) 助成内容

指定医療機関において、認定された疾病の治療にかかる保険診療を受けた場合、医療費の自己負担分の一部を助成します。

(3) 利用方法

認定された方へ医療受給者証を交付します。診療を受ける際は、受給者証を受付に提示してください。

(4) 費用

保護者等の所得や児童等の状態などに応じて自己負担上限があります。

＜ 問合せ ＞ 健康推進課健康推進係 電話 3802-4245

4. 更生医療(自立支援医療)

身体障がい者の方が手術などによって、障がいの程度を軽くしたり取り除いたり、または障がいの進行を防ぐことが可能な場合、その医療を助成する制度です。

原則として事前に申請が必要です。受診後の給付はできません。

(1) 対象

身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の方。

※世帯の区市町村民税(所得割)が年23万5千円以上の「世帯」の方は、原則として対象外であり、高額治療継続者(「重度かつ継続」)に該当する場合に限り、経過措置(令和9年3月31日まで)により対象となります。

(2) 給付内容

- ①指定医療機関に委託して現物給付
- ②医学的処置、手術、その他治療
- ③病院又は診療所への入院

(3) 利用方法

医療券の交付を受け、指定医療機関で診療を受けます。

(4) 費用

原則、保険医療費が1割負担に軽減されます。

同一保険の世帯員全員の所得に応じて自己負担上限があります。

< 問合せ > 障害者福祉課相談支援係 電話 3802-4057

5. 育成医療(自立支援医療)

身体障がいがあり、または、現存する疾患を放置すると、将来において障がいを残すと認められる者で、手術等によって確実な治療の効果が期待できる者を対象として医療費を助成する制度です。

(1) 対象

18歳未満で、①肢体不自由、②視覚障がい、③聴覚・平衡機能障がい、④音声・言語・そしゃく機能障がい、⑤心臓機能障がい、⑥腎臓機能障がい、⑦小腸機能障がい、⑧肝臓機能障がい、⑨その他の先天性内蔵障がい、⑩免疫機能障がいがあり、手術等によって改善が見込まれる児童。

(2) 給付内容

指定自立支援医療機関において、上記の疾病・障がいにかかる医療を受けた場合、医療費の給付を行います。

(3) 費用

原則、保険医療費が1割負担に軽減されます。

同一保険の世帯員全員の所得に応じて自己負担上限があります。

< 問合せ > 保健所保健予防課 電話 3802-4243

6. 精神障がい者の医療費助成

(1) 対象及び助成内容

①小児精神障害者入院医療費助成制度

18歳未満で精神障がいのため精神病院に入院を必要としている小児を対象とし、健康保険などの自己負担分を給付します。

※精神医療の入院医療費助成は、小児を除いてありません。

②通院中の医療(自立支援医療 精神通院)

精神障がいで通院治療を受けている方に、所得に応じて自己負担分の一部を助成します。

7. 在宅重症心身障害児(者)等訪問事業(都の事業)

重症心身障害児(者)及び医療的ケア児のご家庭に看護師が訪問し、ご家族が自信を持ってお子様の在宅療育に当たれるよう、健康管理や看護技術の指導、療育に関する相談等の支援を行います。

(1) 費用等

費用は無料で、訪問回数はおおむね週1回

< 問合せ > 健康推進課保健相談担当 電話 3802-3111 内線 432

8. ひとり親家庭医療費助成

(1) 対象

次のいずれかに該当する方で、各種医療保険の加入者。

①ひとり親家庭の母又は父(母子家庭の母、父子家庭の父)

②両親がいない児童などを養育している養育者

ひとり親家庭の児童とは、18歳に達した日の属する年度の末日(中度以上の障がいがある場合は20歳未満)までの方

なお、「ひとり親家庭」には、父母が揃っていても父又は母いずれかが障害年金1級程度の障がいがある場合を含みます。(所定の診断書の提出が必要な場合があります)

(2) 対象とならない方

①所得がひとり親家庭医療費助成制度の限度額以上の方

②生活保護を受けている方

③児童が施設に入所しているとき又は里親に委託している方

(3) 助成内容

国民健康保険や社会保険などの各種医療保険の自己負担から、荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の例により算定した一部負担金相当額等を控除した額。(ただし、非課税世帯に属する場合は、入院食費のみの負担)

(4) 申請に必要なもの

必要書類等につきましては、受給される方によって異なりますので、担当窓口までお問い合わせの上ご来庁ください。

< 問合せ > 子育て支援課子育て給付係 電話 3802-4832

9. 乳幼児・子ども・高校生等医療費助成

0歳～18歳までの子どもが、健康保険を使って医療機関(病院・診療所・薬局・その他)にかかった場合、窓口で支払う医療費の一部(自己負担分)を助成します。ただし、健康保険のきかないもの(健康診断・予防接種・入院時の差額ベッド代・入院の食事代・薬の容器代等)は助成されません。対象者には申請により「マル乳医療証」・「マル子医療証」・「マル青医療証」が発行されます。

(1) 対象

0歳～18歳(18歳に達した日以後の最初の3月31日まで)の子ども

(2) 対象とならない方

- ①国民健康保険又は社会保険に加入していない方
- ②生活保護を受けている方

(3) 申請に必要なもの

加入医療保険がわかるもの(対象の子どものもの)

< 問合せ > 子育て支援課子育て給付係 電話 3802-3893

10. 後期高齢者医療制度

(1) 対象

東京都内にお住まいで、

- ①75歳以上の方
- ②65歳以上75歳未満で一定の障害がある方

(本人の申請に基づき、東京都後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方)

※後期高齢者医療制度加入後は、国民健康保険・被用者保険の被保険者ではなくなります。

※一定の障害とは、

- ・国民年金証書(障害年金1級・2級)
- ・身体障害者手帳1～3級
- ・身体障害者手帳4級の一部……下肢障害4級1号、3号、4号、音声・言語障害
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級
- ・愛の手帳1・2度

< 問合せ > 国保年金課後期高齢者医療係 電話 3802-4148